

市民参加実施予定シート

担当課：保険年金課

予定
令和7年10月1日時点

(1) 市民参加の手続の実施予定について

事業タイトル	子ども・子育て支援金の徴収開始について	市が考える市民等への影響	国の法改正により、被保険者から子ども・子育て支援金を保険料の一部として徴収することになる。	
正式名称	流山市国民健康保険条例の改正			
概要	「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が令和6年6月12日付で公布され、少子化対策の財源にあてるための「子ども・子育て支援金制度」が創設されたことにより、令和8年度から国民健康保険料と合わせて、「子ども・子育て支援金」の徴収が開始されることから、流山市国民健康保険条例を改正するものである。	上位計画の有無	有(国)	

(2) 市民参加の対象事項について 該当する項目を黒塗り()

市民参加の対象事項に該当するもの（条例第5条第1項及び第4項）		市民参加の手続を実施しないもの（第5条第2項の規定）	
(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更		(1) 軽易なもの	
(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃		(2) 緊急に行わなければならないもの	
(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更		(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの	
(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃		実施しない詳しい理由	
(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更		法改正により、全ての保険者が被保険者から「子ども・子育て支援金」を保険料の一部として徴収し、国に納付する義務を負うこととされており、制度の導入は全国すべての自治体で行われるものである。このため、市民参加の手続きを実施しないものとするが、国民健康保険事業の運営に関する重要な事項であるため、国民健康保険運営協議会では、審議する。	
第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合			

(3) 市民参加の方法について

市民参加の方法（条例第6条第1項）					
実施方法	実施予定期間	参加が期待される市民等	関連するHPの広報ID	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期（流れ）を選択した理由
複数実施					

(4) 市民参加のスケジュール（予定）

令和 年度		令和 年度												令和 年度	
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月

(5) 当初予定からの変更履歴 変更があった場合のみ記入

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由